

島本町立第二小学校
校長 辻本 堅二
PTA会長 小林 麻美子

2021年度 臨時総会 書面議決結果について

日頃はPTA活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

この度臨時総会についてみなさまに「議決権行使書」をご提出いただき、2021年10月22日に集計いたしました。

正会員世帯数487世帯に対して、参加世帯が419世帯集まりましたので、PTA規約第7章第14条に基づき、正会員の5分の1以上の参加をもって、臨時総会は成立いたしました。

その結果について、下記のとおりご報告いたします。

記

2021年度 臨時総会議決 結果

■議案

第1号議案 PTA規約 第5章第7条 会計

会費の繰越金が多額の場合は、新たに後期会費を徴収しない場合があることを追加

賛成 61、反対0、委任358

第2号議案 PTA規約 第7章第9条・11条 役員及び任務、第7章第16条・19条 機関

文化委員長において、給食担当と広報担当の2名体制から、文化委員長を1名体制とし、地区長副委員長を新たに追加

賛成 56、反対5、委任358

第3号議案 PTA規約 第6章第9条・10条 役員及び任務

任期1年の委員長補欠を置けるようにする

賛成 58、反対3、委任358

第4号議案 PTA規約 第6章第11条 役員及び任務

島本町PTA連絡協議会の役の兼任を明記

賛成 59、反対2、委任358

第5号議案 P T A規約 第7章第14条 機関
総会を書面議決で行えることとする

賛成 61、反対0、委任358

第6号議案 選出規約改定（文化委員長を1人体制に変更、地区長副委員長の追加、委員長立候補の条件緩和、要配慮個人情報保護）

賛成 57、反対4、委任358

■結果

当該議案について、3分の2以上の同意があったため可決されました。
自由記述に対する回答は、次項以降に掲載しております。

臨時総会 自由記述への回答

■3号議案 委員長補欠

3号議案については年度途中でそれまで全く関わっていなかった方が運営委員に入るのは現実にはかなり厳しいと思うのと、補欠としている間、モヤモヤしそうなため反対を入れました。補佐（現在の副委員長）に協力をお願いするのが望ましいかと思えます。（規約では委員長不在の時には代理を務める、となっています）

貴重なご意見ありがとうございます。

PTAは保護者によるボランティア組織であり、一定の人材が一定期間必ず役に就けるわけではありません。

委員長が不在になった場合の時期、状況により誰が代理を務めるか判断しています。委員長不在時は会長が代理を務めていた時期もあります。年度初めに不在となった際には改めて選出を行い、臨時総会にて承認をしたこともあります。

補佐は一般の委員であり、地域ブロック選出ルールの規定以外の選出方法になります。委員長に繰り上がった場合には、委員が不在になること、地域ブロック内での不公平感が生まれる可能性があります。また、委員長に繰り上がる可能性のある委員長補佐のなり手不足が心配され、くじ引き選出（選出免除の審査など）を行う可能性もあり、選出がより複雑になります。

委員長補欠の場合は委員長と同じ地域ブロックから同時に選出を行います。今年度よりすでに運用はしています。

■6号議案 個人情報取扱責任者

個人情報の規則について疑問があり、反対に入れました。個人情報については管理責任者を明確に定める必要があるのではないかと思います。

貴重なご意見ありがとうございます。

個人情報保護委員会の相談ダイヤルと、一般財団法人子どもの未来応援団の個人情報保護法改正に伴う相談センターに確認をとりました。

個人情報保護法によると、個人情報の安全管理を十分に行っている組織であることを明記する細則を置く事は義務ではなく、あれば望ましいというものです。必ずしも責任者を設置しなければならないという法律ではないようです。ただ、安全に管理する上で設置した方が望ましいといわれています。そのため、個人情報を適切に取り扱うにあたり、実際業務を知る役員が責任を持つのが理想的です。

（例 運営本部やPTA全体は会長、会計業務は会計、各委員会は各委員長）

※ ↑個人情報取扱規則 第7条に追記します

万が一個人情報の取扱いに問題があり裁判で訴えられる場合には、従来通りPTA団体の代表である会長がその対応を行います。一般の保護者で構成されるPTAにおいて個人情報を取り扱うため

には、個人情報を最小限にすることと、現実的に実務を知る人が責任をもって個人情報を取り扱う事が大切です。

■文化委員長

文化委員長二名体制のまま地区長副委員長の追加が良いと考えます。文化委員の負担が増えない、委員長・副委員長とするなど役員がサポートし合える体制が必要と考えます。

貴重なご意見ありがとうございます。

委員長は立候補がなければ4つの地域ブロックからクジ引き選出をしています。

地区長副委員長が追加されることにより地域ブロックを見直し、5つの地域ブロックを作る必要があり、選出手順がさらに複雑になってしまいます。そのため文化委員長を一人体制とし、地区長副委員長を置くことで、4つの地域ブロックを維持しています。

文化委員会の仕事内容はここ数年スリム化しており、委員長は一人で十分対応できると想定しています。必要なら委員長補佐をおくこともできます。

■2号議案と6号議案① 地区長委員長と文化委員長の変更

時期尚早と考えています。しかしながら問題提起をしていただいたことは次年度以降の流れで必要に迫られた時の道筋になると思いますので、尽力いただいていることには何一つ無駄なことはないと感じます。規約改定やその他方面に活動いただきありがとうございます。

貴重なご意見ありがとうございます。

コロナ禍が落ち着き通常通りのPTA活動が再開される時には、集会を伴う活動を停止してきたこの二年間の空白により引継ぎが足りない中、役員がゼロから取り組むこととなります。コロナ禍以前よりも忙しくなる可能性があります。

規約変更には問題提起、話し合い、会員アンケート、臨時総会など多くの時間が必要になるため、活動に追われるその年度限りの役員が対応するのは大変な事です。

2学期から次年度の役員選出が始まるため、組織に関わる変更はそれまでに終える必要があります。今年度の規約変更通りに実際に運用してみて不都合があった場合には、その年度の役員が再検討されても良いと考えています。

■補正予算の予算総会

後期会費を徴収しないことを決めるのはいつでしょう？

年度当初の予算総会で議決するなら良いのですが、年度途中でそれを決める（大きな支出予定がなくなる等）場合は、予算額が大きく変わることになりますので、年度途中で予算を補正する総会が必要になるのではないのでしょうか？

総会を開けばいいだけではあるのですが、そういうことがありうるという事は次年度以降の役員さんに引継がれるようにお願いします。

貴重なご意見ありがとうございます。

通常であれば前年度末には次年度の会費の徴収の必要性が判断できるので、前年度末に次年度役員に予算案を引き継ぎます。そして、次年度予算案の時点で後期会費の徴収有無が決定します。ここ数年のコロナ禍など予測不能な事態による行事中止が決定した場合は、後期徴収前に決定次第ご連絡いたします。予算額の減額についての補正予算総会は予定していません。

■その他

共働き時代、PTAの負担軽減を切に願います。自分がPTA・地区役員になった場合、集まり頻度ややる事がどれくらいなのか不安です。

貴重なご意見ありがとうございます。

ここ数年間をかけて、PTA活動・組織のスリム化と活動の任意化を行ってきました。集まりについても、必要最小限としています。学校が参加しない集会は平日昼間に限定することなく、保護者が集まりやすい時間・場所にしています。地区内の話し合いが必要な場合はマンションの集会場、公民館などの場所を借り、平日夜や週末に集まっています。

PTAの役員になった場合、フルで働いている方はどのように集まりなどに参加されているのでしょうか？PTAの実態などを知る機会があればうれしいです。

貴重なご意見ありがとうございます。

役員（本部役員・委員長）は1～2か月に1回程度平日昼間に定例会に参加しています。学校参加の定例会は学校の先生の勤務時間以内に行います。

学校参加のない委員会、地区内での集まりは場所・時間ともに指定はありません。

PTA活動については運営だよりをホームページに掲載するなどして、発信に努めています。

イベントごとにスポットでスタッフを募集し、PTA活動に参加していただくことでPTAを知っていただく機会作りも検討してします。

ご協力、ありがとうございました。